

第77期 定時株主総会 招集ご通知



Design
Your
Smile
健康創造の
スズケングループ

開催日時 2023年6月27日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 当社本社ビル2階ホール
名古屋市東区東片端町8番地
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議案 第1号議案：取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
第2号議案：監査等委員である取締役4名選任の件

- ・新型コロナウイルスの感染防止に向けて、皆さまの安全・安心を最優先に、株主総会へのご来場は慎重にご検討いただき、事前にインターネット等または書面により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会のお土産をご用意しておりません。

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第77期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

このたび当社グループは、2024年3月期から2026年3月期までの3年間の中期経営計画を策定いたしました。中期経営計画のスローガンは「For your next heartbeat ～ 未来に向けた鼓動を創ろう～」であります。中期経営計画は、10年後の創立100周年に向けて、コア事業の医薬品卸売事業から健康創造事業体へと転換するスタート、その基盤をつくる期間と私は考えております。

これまででは、医薬品卸売事業がコアであったことから、お得意さまは、医療機関、保険薬局、メーカーさまが中心でありました。健康創造事業体への転換により、今までのお得意さまに、患者さまそのご家族、医療介護従事者、自治体などお得意さまが広がります。

皆さまに、「解」と「希望」を送り続けるスズケングループに変わることに取り組んでまいります。

なお、当社子会社の翔葉は、2023年3月に公正取引委員会より、独占禁止法違反について排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。当社グループは、再発防止に向けたコンプライアンス遵守を全グループで徹底し、信頼の回復に取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長

浅野 茂

目次

招集ご通知

- 2 第77期定時株主総会招集ご通知
- 4 議決権行使のご案内

株主総会参考書類

- 6 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)6名選任の件
- 12 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

添付書類

■ 事業報告

- 18 1.企業集団の現況に関する事項
- 30 2.会社の株式に関する事項
- 32 3.会社役員に関する事項
- 38 4.会計監査人に関する事項
- 39 5.業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

■ 連結計算書類

- 44 連結貸借対照表
- 45 連結損益計算書
- 46 連結株主資本等変動計算書
- 47 (ご参考)連結キャッシュ・フロー計算書

■ 計算書類

- 48 貸借対照表
- 49 損益計算書
- 50 株主資本等変動計算書

■ 監査報告書

- 51 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本
- 53 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本
- 55 監査等委員会の監査報告書 謄本

■ ご参考

- 56 株主の皆さまへのご案内
- 57 株主MEMO

株主各位

証券コード 9987
2023年6月5日
名古屋市東区東片端町8番地
株式会社 スズケン
代表取締役社長 浅野 茂

第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.suzuken.co.jp/ir/stockinfo/generalmeeting.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトで閲覧できない場合は、以下よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト(上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスのうえ、銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。)



※本株主総会にかかる株主総会資料につきましては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従来どおり書面(連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表を除く)で送付しております。

なお、当日ご出席されない場合には、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、2023年6月26日(月曜日)の当社営業時間の終了時(午後5時15分)までに議決権をご行使くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

ご参考

記

1. 日 時	2023年6月27日(火曜日)午前10時(受付開始:午前9時)
2. 場 所	当社本社ビル 2階ホール 名古屋市東区東片端町 8 番地(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項	報告事項 1. 第77期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第77期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)6名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を忘れずにお持ちください。

電子提供措置事項のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、本招集ご通知の添付書類に記載しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトに掲載させていただきます。

当日は、ノーネクタイの軽装(クールビズ)にて対応させていただきますので、株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、**株主総会のお土産はご用意しておりません。**

株主総会決議ご通知につきましては、書面によるご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会参考書類(6頁～17頁)をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。



インターネット等による議決権行使

スマートフォンまたはパソコンから当社の指定する議決権行使ウェブサイト等にアクセスしていただき、**2023年6月26日(月曜日)午後5時15分**までにご行使ください。
詳しくは、下記をご覧ください。



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2023年6月26日(月曜日)午後5時15分**までに到着するようご返送ください。
詳しくは、次頁をご覧ください。



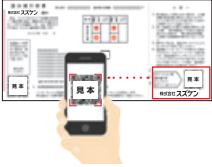
株主総会への出席による議決権行使

ご来場については、皆さまの安全・安心を最優先に、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。
ご来場の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第77期定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。

インターネット等*による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」による議決権行使

ステップ1 同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ります。



ステップ2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移行できます。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使のお取り扱い

- インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

その他

- インターネットにより 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための接続事業者への接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)などは株主さまのご負担となります。

「議決権行使ウェブサイト」による議決権行使

ステップ1 議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしてください。



ステップ2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

ステップ3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

ステップ4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号: **0120-652-031** (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

* 機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに、
議案の賛否をご記入ください。

- 全ての候補者に賛成する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をおつけください。
- 一部の候補者を
否認する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をつけ、
否認する候補者の番号をご記入ください。
- 全ての候補者を否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印をおつけください。

※各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

開催日当日のご来場について

本総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、お座席の間隔を空けて配置（最大70席）することに伴い、お座席数が通常より大幅に減少することになります。

ご来場については、皆さまの安全・安心を最優先に、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。

ご来場時の注意事項

- ① 株主総会のお土産はご用意しておりません。
- ② ご来場の際はマスクの着用と手指消毒液のご使用について、ご協力をお願い申し上げます。
- ③ 会場入口で検温を実施させていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合および体調不良と見受けられる場合には、ご入場をお断りしお帰りいただく場合がございますので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

以上

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ)全員(7名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	候補者属性
1	宮田 浩美 <small>みやた ひろみ</small>	代表取締役 会長執行役員	再任
2	浅野 茂 <small>あさの しげる</small>	代表取締役 社長執行役員	再任
3	田中 博文 <small>たなか ひろふみ</small>	専務執行役員 ヘルスケア流通事業本部長	新任
4	高橋 智恵 <small>たかはし ちえ</small>	取締役 上席執行役員 ヘルスケアソリューション事業本部長兼 ソリューション事業企画部長	再任
5	薄井 康紀 <small>うすい やすのり</small>	社外取締役	再任 独立役員
6	茶村 俊一 <small>さむら しゅんいち</small>	社外取締役	再任 独立役員

候補者番号

1



みやた ひろみ
宮田 浩美
(1960年4月24日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社
2006年 6月 当社物流部長
2008年 6月 当社執行役員
2009年 4月 当社経営企画部長
2011年 4月 当社常務執行役員
2012年 4月 当社専務執行役員
2012年 6月 当社取締役
2013年 4月 当社企画本部長兼経営企画部長
2014年 4月 当社企画本部長
2015年 4月 当社副社長執行役員
2016年 4月 当社代表取締役 社長執行役員
2022年 4月 当社代表取締役 会長執行役員(現任)

所有する当社株式の数

36,042 株

取締役会への出席状況

17/17 回

取締役候補者とした理由

長年にわたり営業・物流・企画部門の業務に携わる等、当社事業に対する豊富な知識・経験を有しております。

2022年4月からは、当社代表取締役会長執行役員に就任しております。取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

候補者番号

2

 あさの しげる
浅野 茂

(1966年8月4日生)

再任
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月 当社入社
 2005年 3月 株式会社コラボクリエイト
 (現 株式会社エス・ディ・コラボ)
 代表取締役社長
 2009年 6月 当社執行役員
 2010年 7月 当社SCM本部長
 2012年 4月 当社常務執行役員
 2015年 4月 当社専務執行役員企画本部長兼薬事管
 理部・CSR推進室担当
 2015年 6月 当社取締役
 2017年 4月 当社専務執行役員コーポレート本部長
 兼経営企画部長兼リスクマネジメント
 統轄室担当
 2019年 4月 当社副社長執行役員コーポレート本部
 長兼リスクマネジメント・薬事担当
 2020年 4月 当社副社長執行役員コーポレート本部長
 2021年 4月 当社代表取締役(現任)
 2022年 4月 当社社長執行役員(現任)

所有する当社株式の数
21,753 株
取締役会への出席状況
17/17 回
取締役候補者とした理由

長年にわたり物流・企画部門の業務に携わる等、当社事業に対する豊富な知識・経験を有しております。
 2022年4月からは、当社代表取締役社長執行役員に就任しております。
 取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

候補者番号

3



新任

たなか ひろふみ
田中 博文
(1963年1月31日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
2008年10月 当社金沢営業部長
2010年 7月 当社エリアロジスティクス部長
2012年 3月 株式会社SDネクスト
(現 株式会社エス・ディ・コラボ)
代表取締役社長
2014年 4月 当社執行役員
2015年 4月 当社SCM本部長
2017年 4月 当社営業本部副本部長兼営業企画部長
2018年 4月 当社常務執行役員
2020年 4月 当社ヘルスケア事業本部長
2020年 6月 当社取締役
2021年 4月 当社ヘルスケア事業本部長兼ヘルスケア事業企画部長
2021年 6月 当社取締役退任
2021年10月 当社卸事業本部副本部長兼製品戦略統轄部長
2022年 4月 当社専務執行役員卸事業本部長
2023年 4月 当社専務執行役員ヘルスケア流通事業本部長(現任)

所有する当社株式の数

12,213株

取締役候補者とした理由

長年にわたり営業・物流部門の業務に携わる等、当社事業に対する豊富な知識・経験を有しております。
2023年4月からは、当社専務執行役員ヘルスケア流通事業本部長に就任しております。
取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

候補者番号

4

 たかはし ちえ
高橋 智恵
 (1967年8月17日生)

再任
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年 4月 当社入社
 2015年 4月 当社薬事管理部長
 2017年 2月 当社コーポレートコミュニケーション部長
 2019年 2月 当社薬事統轄室長
 2020年 4月 当社執行役員薬事・内部統制・監査担当兼薬事統轄室長
 2020年 6月 当社取締役(現任)
 2023年 4月 当社上席執行役員ヘルスケアソリューション事業本部長兼ソリューション事業企画部長(現任)

所有する当社株式の数
6,780 株
取締役会への出席状況
17/17 回
取締役候補者とした理由

長年にわたり薬事部門の業務に携わる等、当社事業に対する豊富な知識・経験を有しております。
 2023年4月からは、当社取締役上席執行役員ヘルスケアソリューション事業本部長兼ソリューション事業企画部長に就任しております。
 取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

候補者番号

5

 うすい やすのり
薄井 康紀
 (1953年11月3日生)

再任
独立役員

(社外取締役)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月 厚生省(現 厚生労働省) 入省
 2006年 9月 厚生労働省政策統括官(社会保障担当)
 2008年 7月 社会保険庁総務部長・日本年金機構設立準備事務局長
 2010年 1月 日本年金機構副理事長
 2013年12月 厚生労働省退職
 2015年12月 日本年金機構副理事長退任
 2016年 6月 当社社外取締役(現任)

所有する当社株式の数
0 株
取締役会への出席状況
17/17 回
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり厚生労働行政に携わった豊富な知識・経験を有しております。
 2016年6月からは、当社社外取締役として独立かつ中立の立場から客観的に、取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
 社外取締役として果たすことが期待される役割は、上記理由と同様であります。
 なお、薄井康紀氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

候補者番号

6

(社外取締役)



さむら しゅんいち
茶村 俊一
(1946年1月31日生)

再任

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1969年 3月 株式会社松坂屋(現 株式会社大丸松坂屋百貨店)入社
- 1999年 5月 同社取締役名古屋事業部長兼名古屋店長
- 2002年 5月 同社代表取締役専務名古屋事業部長兼名古屋店長
- 2006年 5月 同社代表取締役社長執行役員
- 2006年 9月 株式会社松坂屋ホールディングス(現 J.フロントリテイリング株式会社)代表取締役社長
- 2007年 9月 J.フロントリテイリング株式会社取締役
- 2010年 3月 同社代表取締役社長
- 2013年 4月 同社代表取締役会長
- 2016年 6月 中部日本放送株式会社社外取締役(現任)
- 2020年 6月 J.フロントリテイリング株式会社特別顧問(現任)
- 2021年 6月 当社社外取締役(現任)

所有する当社株式の数

0 株

【重要な兼職】

中部日本放送株式会社社外取締役

取締役会への出席状況

17/17回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

百貨店業界を中心に、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しております。2021年6月からは、当社社外取締役として独立かつ中立の立場から客観的に、取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。社外取締役として果たすことが期待される役割は、上記理由と同様であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数には、スズケングループ役員持株会における持分数を含めておりません。
3. 薄井康紀、茶村俊一の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、薄井康紀、茶村俊一の両氏を東京証券取引所、名古屋証券取引所及び札幌証券取引所の各規則に定める独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 薄井康紀、茶村俊一の両氏は、現在当社の社外取締役ですが、その在任期間は本総会終結の時をもって、薄井康紀氏は7年、茶村俊一氏は2年であります。
6. 当社は、会社法第427条第1項及び当社の定款第29条の規定に基づき、薄井康紀、茶村俊一の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。薄井康紀、茶村俊一の両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求されたことによって被る損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者全員は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 当社連結子会社の株式会社翔葉は2021年11月に、独立行政法人国立病院機構(NHO)の入札に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会(以下、「公取委」)の立ち入り検査を受け、以降、公取委の検査に全面的に協力してまいりましたが、2023年3月に公取委より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。
薄井康紀、茶村俊一の両氏は、日頃から法令遵守の視点に立った提言等を行っており、また、当該事実の判明後は、取締役会を通じて、調査への協力をはじめとする対応について注視し、適宜意見を申し述べるなど、その職責を果たしております。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査体制の強化・充実を図るために1名増員し、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	候補者属性
1	たむら ひさし 田村 富志	取締役 専務執行役員 社長付	新任
2	いわたに としあき 岩谷 敏昭	社外取締役(監査等委員)	再任 独立役員
3	おがさわら たけし 小笠原 剛	社外取締役(監査等委員)	再任 独立役員
4	こんどう としみち 近藤 敏通		新任 独立役員

候補者番号

1



新任

たむら ひさし
田村 富志
(1960年10月26日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社
2010年 7月 当社三重営業部長
2012年 4月 当社執行役員
2014年 4月 当社名古屋営業部長
2015年 4月 当社常務執行役員
2016年 4月 当社営業推進統轄部長
2016年 6月 当社取締役(現任)
2017年 4月 当社営業本部副本部長兼営業推進統轄部長
2020年 4月 当社専務執行役員卸事業本部長
2022年 4月 当社専務執行役員コーポレート本部長
2023年 4月 当社専務執行役員社長付(現任)

所有する当社株式の数

17,066 株

取締役会への出席状況

17/17 回

監査等委員である取締役候補者とした理由

長年にわたり営業部門の業務に携わる等、当事業に対する豊富な知識・経験を有しております。

取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監査・監督に十分な役割を果たすことが期待でき、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

候補者番号

2

(社外取締役)


 いわたに としあき
岩谷 敏昭
 (1962年1月20日生)

再任

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4月 弁護士登録
 牛田・白波瀬法律事務所入所
 1994年 6月 当社社外監査役
 2000年10月 アスカ法律事務所開業(現在)
 2009年 4月 甲南大学法科大学院教授
 2013年 4月 大阪大学大学院高等司法研究科招聘教授
 2013年 5月 大阪大学知的財産センター(現 知的基盤総合センター)特任教授
 2015年 6月 当社社外取締役
 2021年 6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)
 2022年 4月 大阪大学大学院高等司法研究科客員教授(現任)

【重要な兼職】
 弁護士

所有する当社株式の数
0 株
取締役会への出席状況
17/17 回
監査等委員会への出席状況
13/13 回
監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士としての高度な専門的知識及び見識を有しております。
 2021年6月からは、当社監査等委員である社外取締役として独立かつ中立の立場から客観的に、取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監査・監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、引き続き監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
 社外取締役として果たすことが期待される役割は、上記理由と同様であります。なお、岩谷敏昭氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

候補者番号

3

(社外取締役)



おがさわら たけし
小笠原 剛
(1953年8月1日生)

再任

独立役員

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1977年 4月 株式会社東海銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行
2006年 1月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 執行役員総合リスク管理部長
2008年 6月 同社常務取締役
2011年 5月 同社専務取締役
コンプライアンス統括部担当
(チーフ・コンプライアンス・オフィサー)
2012年 6月 同社代表取締役副頭取 中部駐在
2016年 6月 同社常任顧問
2017年 6月 株式会社御園座代表取締役会長(現任)
2018年 6月 株式会社三菱UFJ銀行顧問(現任)
2020年 5月 タキヒヨー株式会社社外取締役(現任)
2021年 6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)
2022年 8月 株式会社ウッドフレンズ社外取締役(現任)

【重要な兼職】

株式会社御園座代表取締役会長
タキヒヨー株式会社社外取締役
株式会社ウッドフレンズ社外取締役

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

17/17回

監査等委員会への出席状況

13/13回

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金融業界を中心に、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しております。

2021年6月からは、当社監査等委員である社外取締役として独立かつ中立の立場から客観的に、取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行の状況の監査・監督に十分な役割を果たしており、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、引き続き監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

社外取締役として果たすことが期待される役割は、上記理由と同様であります。

候補者番号

4

(社外取締役)



こんどう としみち
近藤 敏通
 (1955年2月3日生)

新任
独立役員
略歴、地位及び重要な兼職の状況

1979年 9月 監査法人丸の内会計事務所(現 有限責任監査法人トーマツ)入所
 1983年 3月 公認会計士登録
 1985年 1月 監査法人丸の内会計事務所退所
 近藤敏通会計事務所(現 税理士法人大番頭)を設立(現在)
 税理士登録

所有する当社株式の数
0 株

【重要な兼職】
 公認会計士 税理士

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士及び税理士としての高度な専門的知識及び見識を有しております。当社監査等委員である社外取締役として独立かつ中立の立場から客観的に、取締役会において重要事項を審議・決定するとともに、他の取締役及び執行役員職務執行の状況の監査・監督に十分な役割を果たすことが期待でき、また取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素も十分に備えており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

社外取締役として果たすことが期待される役割は、上記理由と同様であります。なお、近藤敏通氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数には、スズケングループ役員持株会における持分数を含めておりません。
3. 岩谷敏昭、小笠原剛、近藤敏通の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、岩谷敏昭、小笠原剛の両氏を東京証券取引所、名古屋証券取引所及び札幌証券取引所の各規則に定める独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。近藤敏通氏の選任が承認された場合、同氏を新たに独立役員とする予定であります。
5. 岩谷敏昭、小笠原剛の両氏は現在当社の社外取締役ですが、その在任期間は本総会最終の時をもって、岩谷敏昭氏は8年、小笠原剛氏は2年であります。
6. 当社は、会社法第427条第1項及び当社の定款第29条の規定に基づき、岩谷敏昭、小笠原剛の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。岩谷敏昭、小笠原剛の両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。近藤敏通氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求されたことによって被る損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者全員は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 当社連結子会社の株式会社翔葉は2021年11月に、独立行政法人国立病院機構(NHO)の入札に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会(以下、「公取委」)の立ち入り検査を受け、以降、公取委の検査に全面的に協力してまいりましたが、2023年3月に公取委より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。岩谷敏昭、小笠原剛の両氏は、日頃から法令遵守の視点に立った提言等を行っており、また、当該事実の判明後は、取締役会を通じて、調査への協力をはじめとする対応について注視し、適宜意見を申し述べるなど、その職責を果たしております。

(ご参考)

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者および監査等委員である取締役候補者のスキルマトリックス

氏名	取締役/ 監査等委員	社内/ 社外	男性/ 女性	企業 経営	営業 マーケティング	ロジスティクス SCM	財務・会計	法務・ リスク管理 ・コンプライアンス	事業 開発	行政経験	他企業 経営経験 ※国際経験含む
宮田 浩美	取締役	社内	男性	★	★	★			★		
浅野 茂	取締役	社内	男性	★		★	★		★		
田中 博文	取締役	社内	男性		★	★					
高橋 智恵	取締役	社内	女性					★	★		
薄井 康紀	取締役	社外	男性							★	
茶村 俊一	取締役	社外	男性		★						★
田村 富志	監査等委員	社内	男性		★	★		★			
岩谷 敏昭	監査等委員	社外	男性					★			
小笠原 剛	監査等委員	社外	男性				★	★			★
近藤 敏通	監査等委員	社外	男性				★				

(注)各取締役候補者に特に期待する分野を最大4つ記載しており、記載していない分野の知見を持たないことを表すものではありません。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)



招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

1) 参加

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及びその成果

当連結会計年度においては、依然として新型コロナウイルス感染症再拡大の懸念は残るものの、感染防止対策と社会経済活動との両立を図る動きが進められております。一方、依然としてウクライナ情勢の終息時期が見通せないなか、外国為替相場の変動、電力・エネルギー価格や原材料価格の高騰による物価高が一層進展するなど、国内景気や企業収益については依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループにおける新型コロナウイルス感染症対応については、お得意さまや当社グループ社員の健康に配慮したうえで、感染予防対策に万全を期してまいりました。また、新型コロナウイルスワクチン流通に関しては、47都道府県すべてで地域担当卸の選定を受け、各自治体単位で流通を担っております。今後も引き続き医薬品等の安定供給に取り組み、企業の社会的責任を果たしてまいります。

そのようななか、当社グループは、当期を最終年度とする3ヵ年の中期成長戦略「May I “health” you? 5.0～第3の創業期～」を策定し、健康創造領域で社会に貢献する企業として、より一層、既存事業を進化させていくと同時に、日本が目指す新たなデジタル社会である「Society 5.0」において、社会の課題を解決できる新たな事業展開を目指し、更なる企業価値向上に取り組んでまいりました。

加えて、今年度、創立90周年を迎えるにあたり、10年後の100周年に向け「健康創造事業体への転換」を果たすために、当期を次期中期成長戦略の「Chapter ZERO」と位置づけ、既存事業の深掘りと新規事業の探索を両利きで実践しております。

当連結会計年度においては、希少疾病薬や再生医療等製品を含むスペシャリティ医薬品の流通モデル構築、およびMS(※1)の活動による新たな収益モデル構築に向け、多様な企業との協業を進めております。また、医薬品卸売事業においては、売上・シェアに連動する収益構造が変化しており、コスト構造改革のみならず、新しい機能による新たな収益獲得を目指した取り組みを進めております。

このようななか、医療流通プラットフォームの構築に向けて、スペシャリティ医薬品トレーサビリティシステムである「キュービックス」を全国の地域中核病院などへ導入し、医薬品の流通品質向上に取り組んでまいりました。加えて、サンバイオ株式会社と共同開発した再生医療等製品における流通管理・投与スケジュールサポートシステム「R-SAT(※2)」に関する特許を共同で取得するなど、スペシャリティ医薬品流通において、国内への新規参入や新製品の上市を目指す製薬企業のご要望にお応えするとともに、新薬を待ち望む患者さまに確実に医薬品をお届けできる流通基盤の強化に努めております。

また、今後、よりデジタル領域の基盤強化や新規事業の創出を加速していくためには、最先端の技術・ビジネスモデル・アイデアを持った様々なヘルステック企業との連携が必要と考え、ヘルステック企業への投資を本格化させるためにCVC(コーポレート・ベンチャー・キャピタル)ファンドを設立し、2022年11

月には、CVCを通じた最初の投資案件として、食のパーソナライズによる健康・医療の最適化を目指す「株式会社おいしい健康」、屋内における人の動きを検知するWi-Fi電波のセンシング技術とそのAI解析のためのデータ基盤の提供を通じて、全ての人のQoL (Quality of Life) が豊かになる世界を目指す「ai6株式会社」、両社にそれぞれ出資を行い、資本業務提携を実施しております。

更に、2023年3月には、「中部電力株式会社」と、医療・介護等のヘルスケアサービスを地域の生活者に提供する地域ヘルスケアプラットフォームの構築に向けた包括業務提携を締結し、今後、両社グループそれぞれの取り組みを掛け合わせ、高齢者をはじめとした生活者が、住み慣れた地域でより安心・安全に暮らし続けることを支援する「地域ヘルスケアプラットフォーム」の構築を目指してまいります。

既提携企業に関しましては、「Ubie株式会社」、「株式会社スマートショッピング」、「株式会社Welby」それぞれに追加出資を実施するなど、協業強化を進めております。今後も、既に提携している企業とともに、新たな流通チャネル構築や、協業によるデジタルヘルス事業の構築を加速させ、革新的なサービスや情報ビジネスを推進し、製薬企業や医療機関、保険薬局、患者さまへの新たな価値の提供を目指してまいります。

サステナビリティ(持続可能性)に関する取り組みについては、多様な事業を通じた社会課題の解決と、新たな価値提供による当社グループの持続可能な成長を目指すため、2022年4月1日付にて、社長直轄機構としてサステナビリティ委員会を設置いたしました。今後、グループ一体となったサステナビリティ経営を推進し、ESGやサステナビリティ活動に関する情報のさらなる充実と積極的な開示を進めてまいります。

株主還元方針に関しては、2021年5月11日に開示したとおり、安定的な配当の継続を基本に配当を実施するとともに、自己株式の取得を実施することで、中期成長戦略の最終年度である2023年3月期までの2年間の平均総還元性向を100%以上とし、株主還元の充実を図るとともに、既存事業の強化や成長への事業投資を行うことで企業価値と資本効率の向上を目指してまいりました。

上記方針を踏まえ、2022年11月11日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得を決議し、取得総数:5,241,600株、取得総額:194億72百万円の自己株式を取得いたしました。

なお、自己株式の消却に関しては、2022年9月27日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式(15,344,083株)の消却を行うことを決議し、2022年10月25日付で自己株式の消却を実施しておりますが、上記2022年11月11日決議に基づき取得した自己株式についても、譲渡制限付株式報酬(RS)等への充当を見込む10万株を除いた全数について消却を実施いたしました。(消却日:2023年3月31日、消却した株式の数:5,168,096株)

これらの結果、2023年3月期までの2年間の平均総還元性向は104.7%となりました。

当社連結子会社の株式会社翔薬は2021年11月9日に、独立行政法人国立病院機構(NHO)の入札に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会(以下、「公取委」)の立ち入り検査を受け、以降、

公取委の検査に全面的に協力してまいりましたが、2023年3月24日に公取委より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は、医療用医薬品市場がわずかながら伸長したことに加え、スペシャリティ医薬品等の新薬や新型コロナウイルス感染症関連の治療薬・診断薬が寄与しました。営業利益、経常利益は、グループ全体での販売費及び一般管理費の抑制に努めたことに加え、適正利益の獲得に取り組みました。なお、株式会社翔葉が排除措置命令および課徴金納付命令を受けたことなどを踏まえ、一連の事案に関し今後発生しうる損失額につき、44億47百万円を特別損失(独占禁止法関連損失)として計上いたしました。

その結果、売上高は2兆3,148億28百万円(前期比3.4%増)、営業利益は326億5百万円(前期比62.1%増)、経常利益は363億76百万円(前期比55.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は203億45百万円(前期比41.4%増)となりました。

※1 MS (Marketing Specialist)

医薬品卸売業の営業担当者のこと。

医療機関・保険薬局等を訪問し、医薬品の紹介、商談、情報の提供や収集を行います。

※2 R-SAT

[R-SAT]は、Regenerative medicine(再生医療薬)、Safety(安全性)、Accuracy(正確)、Traceability(トレーサビリティ)の頭文字を取ったものであり、再生医療等製品を投与される患者さまの登録から、再生医療等製品の輸配送、投与および投与後のフォローまでの情報を一元管理し、製薬企業、製造業者、輸配送業者、医療機関などの関係者がそれらの情報を共有できる流通管理・投与スケジュールサポートシステムです。また、自家細胞製剤・他家細胞製剤とも対応可能となっています。

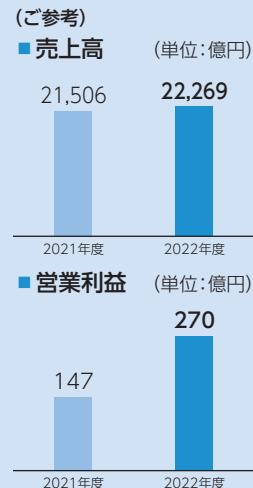
セグメント別の業績は次のとおりであります。

(注)セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高を含んでおります。

医薬品卸売事業

医療用医薬品市場は、薬価改定の影響などがあったものの、抗悪性腫瘍剤の市場拡大やスペシャリティ医薬品等の新薬が寄与したことにより、わずかながら伸長したものと推測しております。

そのようななか、売上高は、スペシャリティ医薬品をはじめとする新薬の販売増加、新型コロナウイルス感染症関連商材などの寄与により2兆2,269億18百万円(前期比3.5%増)、営業利益は、グループ全体での販売費及び一般管理費の抑制に努めたことに加え、適正利益の獲得に取り組んだことなどにより270億50百万円(前期比83.6%増)となりました。



医薬品製造事業

売上高は、薬価改定の影響があったものの、昨年発売した二次性副甲状腺機能亢進症治療薬ウパスタ静注透析用シリンジの寄与などにより増収となりました。

営業利益は、グループ全体での販売費及び一般管理費の抑制に努めたことなどにより、増益となりました。

これらの結果、売上高は443億82百万円(前期比1.0%増)、営業利益は12億21百万円(前期比56.5%増)となりました。



保険薬局事業

売上高は、調剤報酬改定・薬価改定の影響などにより減収となりました。

営業利益は、グループ全体での販売費及び一般管理費の抑制に努めたものの、減収の影響および前期に診療報酬上の臨時的な取り扱いとして実施された調剤感染症対策実施加算の影響などにより、減益となりました。

これらの結果、売上高は877億42百万円(前期比1.2%減)、営業利益は20億34百万円(前期比11.0%減)となりました。

(ご参考)

■売上高 (単位:億円)



■営業利益 (単位:億円)



医療関連サービス等事業

売上高は、主に、メーカー支援サービス事業(医薬品メーカー物流受託・希少疾病薬流通受託)の受託が増加したことなどにより増収となりました。

営業利益は、新会社の設立等、デジタルビジネスの事業化に向けた先行投資に係る費用計上などにより減益となりました。

これらの結果、売上高は2,286億91百万円(前期比25.8%増)、営業利益は20億18百万円(前期比9.1%減)となりました。

(ご参考)

■売上高 (単位:億円)



■営業利益 (単位:億円)



(2) 企業集団の設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、177億48百万円であり、その主なものは、医薬品卸売事業における新たな物流センターの構築費用であります。

なお、当連結会計年度の所要資金は自己資金で賄いました。

(3) 企業集団の対処すべき課題

① 経営方針および中期経営計画

■ 会社の経営の基本方針

当社グループでは、「世のため、人のため」「お得意さまに学ぶ」という創業のこころを受け継ぎ、事業領域を「健康創造」と定め、医療と健康に関わる分野で、事業を通して世の中のお役に立つことを会社経営の基本方針としております。

当社グループのお得意さまは、医療機関、保険薬局、医薬品メーカーさまだけでなく、医療・介護に従事される方々、患者さま、さらには、地域住民、地域社会にまで広がっており、これまで築き上げてきたお得意さまとの信頼関係を「伝統資産」と位置づけ、「社会課題の解決」と「社会コストの低減」に貢献する新しい価値を創造し続けることが当社グループの存在意義（パーパス）となります。

当社グループは、今を「第3の創業期」と位置づけ、各事業で培ってきた機能や協業企業のサービスを組み合わせ、新たな価値を提供する「機能総体」の発想により、患者さまの「健康創造」に貢献する「健康創造事業体」を実現し、企業価値向上と持続的な成長を目指してまいります。

■ 目標とする経営指標

当社グループは、2024年3月期から2026年3月期までの中期経営計画において、下記の定量目標を掲げております。

【主要財務指標】

項目	期間	目標
ROE	2026年3月期	資本コスト以上の水準
営業利益率	2026年3月期	連結：1.5%以上 * 卸売セグメント：1.0%以上
投資計画	3ヵ年累計	1,000億円以上
株主還元	各年度	安定的な配当の継続 総還元性向80%以上
政策保有株式の縮減	2026年3月期末	連結純資産額の10%以下

【サステナビリティへの取り組み】

項目		目標	
E	CO2 排出量 (Scope1+2)	2030年度 (2020年度実績:87,561t-CO2)	2020年度比40%削減
S	女性管理職比率	2030年度 (2021年度実績:9.8%)	20%以上
	男性育児休業取得率	2025年度までに (2021年度実績:18.4%)	100%
G	コンプライアンス研修受講率	毎年100%必須 (2022年度実績:100%)	

■ 中長期的な会社の経営戦略

当社グループを取り巻く医療および医薬品産業の事業環境は、医療費抑制のための様々な施策が推進され、加えて規制緩和の促進、異業種の参入、デジタル化の進展など想定を超えるスピードで大きく変化しているものと認識しております。

当社グループは、2020年度からの中期成長戦略における最終年度である2022年度を、次の10年、100周年に向けた「Chapter ZERO」と位置付け、患者さまの健康創造に貢献する「健康創造事業体の実現」を目指しております。「Chapter ZERO」においては、「現事業の構造改革」と「新領域へのチャレンジ」に両利きで取り組み、新領域においては、グループや協業企業が持つ機能を組み合わせ、新しい事業を創造する「機能総体」という発想で、様々な取り組みを進めてまいりました。

2023年度から新たにスタートする中期経営計画の策定においては、スズケングループが「One Team」となって「Chapter ONE」のページを進め、健康創造事業体の実現により、変化するヘルスケアエコシステム^{※1}に新たな「解」と「希望」を送り続ける存在として新たな価値を創出し続け、さらなる企業価値の向上と社会課題の解決に貢献してまいります。

^{※1}：病院を中核プラットフォームとし、専門医療、医薬、情報、サービスなどの各種周辺事業を有機的につなぎ合わせることで、医療の質と効率性を高め、社会に貢献するための次世代型の医療インフラ

【2024年3月期～2026年3月期 中期経営計画スローガン】

For your next heartbeat
～未来に向けた鼓動を創ろう～

【スズケングループが生み出す3つの“鼓動”】

- ・Beat1:地域住民の健康を守る
外部企業との連携を拡大し、地域医療・自治体に対するサービスパッケージを確立する
- ・Beat2:需給調整機能で社会の無駄を削減
効率的かつ安定的な流通機能を構築することで、医薬品ロスを低減し、安定供給を支える
- ・Beat3:未来価値の創生できる人材を育成
自ら社会に新しいインパクトを提供することができる、創造的なリーダーシップ人材を育成する

【中期経営計画 骨子】

本中計期間においては、「既存事業の変革」と「新たな成長事業の準備」を主なテーマと位置づけております。

「既存事業の変革」においては、サステナブルな社会インフラ基盤の確立に向けてヘルスケア流通改革を実践し、生産性を上げることで一層の利益体質へと転換してまいります。

「新たな成長事業の準備」においては、Chapter ZEROでの取組みと上記各Beatを連動させ、日本の新たなヘルスケアエコシステムの創生に向けて、オープンイノベーションによる発想で協業企業とともに新たな価値創造を図ってまいります。

1. サステナブルな社会インフラ基盤の確立

- ① ヘルスケア流通改革
- ② アジア(中国・韓国)事業の再構築

2. 日本の新たなヘルスケアエコシステムの創生

- ③ スマートロジスティクス
- ④ デジタルヘルスケア
- ⑤ 地域医療介護支援
- ⑥ ヘルスケア製品開発

② 独占禁止法違反事件への対応

当社の連結子会社である株式会社翔葉は、独立行政法人国立病院機構(NHO)の入札に関する独占禁止法違反について、2023年3月に公正取引委員会より、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

当社は、本件を厳粛に受け止め、再発防止策に向けたコンプライアンス遵守徹底の取り組みについて、全グループをあげて取り組み、二度とこのような事態を起こさないことを通じ、信頼の回復に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

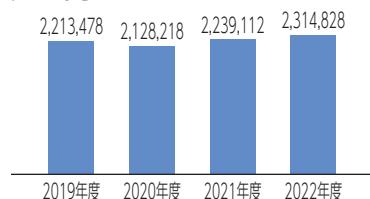
(4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年度 第74期	2020年度 第75期	2021年度 第76期	2022年度 第77期 (当連結会計年度)
売上高	2,213,478 <small>百万円</small>	2,128,218 <small>百万円</small>	2,239,112 <small>百万円</small>	2,314,828 <small>百万円</small>
経常利益	41,467 <small>百万円</small>	18,272 <small>百万円</small>	23,418 <small>百万円</small>	36,376 <small>百万円</small>
親会社株主に帰属する当期純利益	28,213 <small>百万円</small>	7,895 <small>百万円</small>	14,393 <small>百万円</small>	20,345 <small>百万円</small>
1株当たり当期純利益	310.26 <small>円 銭</small>	88.52 <small>円 銭</small>	163.19 <small>円 銭</small>	236.47 <small>円 銭</small>
総資産	1,112,507 <small>百万円</small>	1,114,421 <small>百万円</small>	1,141,717 <small>百万円</small>	1,146,097 <small>百万円</small>
純資産	412,708 <small>百万円</small>	417,912 <small>百万円</small>	418,062 <small>百万円</small>	411,525 <small>百万円</small>
1株当たり純資産額	4,618.33 <small>円 銭</small>	4,675.23 <small>円 銭</small>	4,749.59 <small>円 銭</small>	4,970.38 <small>円 銭</small>
自己資本比率	37.0 <small>%</small>	37.4 <small>%</small>	36.6 <small>%</small>	35.9 <small>%</small>

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。
 3. 第76期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。
 4. 第77期より、受入情報収入等の表示方法を営業外収益から売上高に変更しており、第76期については、当該表示方法の変更を反映した遡及処理後の数値を記載しております。

(ご参考)

売上高 (百万円)



経常利益 (百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



1株当たり当期純利益 (円)



総資産/純資産/自己資本比率 (百万円) (%)



1株当たり純資産額 (円)



(5) 重要な子会社の状況(2023年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社三和化学研究所	2,101	100.00	医薬品等の製造・販売
株式会社サンキ	1,081	100.00	医薬品等の販売
株式会社アステイス	946	100.00	医薬品等の販売
株式会社翔薬	880	100.00	医薬品等の販売
株式会社スズケン沖縄薬品	12	100.00	医薬品等の販売
ナカノ薬品株式会社	94	100.00	医薬品等の販売
株式会社スズケン岩手	97	100.00	医薬品等の販売
株式会社ユニスマイル	382	100.00 (100.00)	医薬品等の調剤

(注) 1. 上記の重要な子会社8社を含む連結子会社は50社であります。
2. 出資比率の()内は、間接出資比率で内数であります。

(6) 企業集団のセグメント(2023年3月31日現在)

医薬品卸売事業……………医薬品、診断薬、医療機器・材料等を販売する事業

医薬品製造事業……………医薬品、診断薬等を製造する事業

保険薬局事業……………医療機関からの処方箋に基づき調剤を行う事業

医療関連サービス等事業…医薬品の輸配送、希少疾病用医薬品の流通に関する総合的支援を行うメーカー支援サービス事業等

(7) 企業集団の主要拠点等(2023年3月31日現在)

- | | |
|------------------------|---------------|
| ① 当社本社 | 名古屋市東区東片端町8番地 |
| ② 営業拠点 | |
| 当 社 | 名古屋市東区他159支店 |
| 株式会社サンキ | 広島市西区他 |
| 株式会社アステイス | 愛媛県松山市他 |
| 株式会社翔薬 | 福岡市博多区他 |
| 株式会社スズケン沖縄薬品 | 沖縄県島尻郡南風原町他 |
| ナカノ薬品株式会社 | 栃木県宇都宮市他 |
| 株式会社スズケン岩手 | 岩手県盛岡市他 |
| 株式会社ユニスマイル | 東京都千代田区他 |
| ③ 生産拠点 | |
| 株式会社三和化学研究所 | 名古屋市東区他 |

(8) 企業集団の使用人の状況(2023年3月31日現在)

区 分	使用人数	前期末比増減 (△は減少)
医薬品卸売事業	8,143 ^名	△ 420 ^名
医薬品製造事業	824	△ 122
保険薬局事業	2,876	△ 137
医療関連サービス等事業	1,586	76
合 計	13,429	△ 603

(注) 上記使用人数は、企業集団外から企業集団への出向者を含めております。

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、安定的な配当の継続を基本に配当を実施するとともに、自己株式の取得を実施することで、中期成長戦略「May I “health” you? 5.0～第3の創業期～」の最終年度である2023年3月期までの2年間の平均総還元性向を100%以上とし、株主還元の充実を図るとともに、既存事業の強化や成長への事業投資を行うことで企業価値と資本効率の向上を目指してまいりました。

剰余金の配当につきましては、中間配当及び期末配当の年2回の配当を基本的な方針としております。配当の決定は、会社法第459条第1項の規定に基づき、株主総会の決議によらず、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、当業界を取り巻く厳しい環境のなか、競争上の優位性を確保し、安定成長を維持するため、営業・物流・情報基盤の強化および新たな事業領域の拡大に配分を行ってまいります。

これらの方針に基づき、当連結会計年度の配当金につきましては、期末配当金1株当たり36円、中間配当金(1株当たり36円)を含めた通期配当金は1株当たり72円といたしました。

(ご参考)

当社は、2023年5月15日開催の取締役会において、株主還元方針および通期配当予想についてを決議いたしました。

1. 株主還元方針について

(1) 株主還元方針の内容

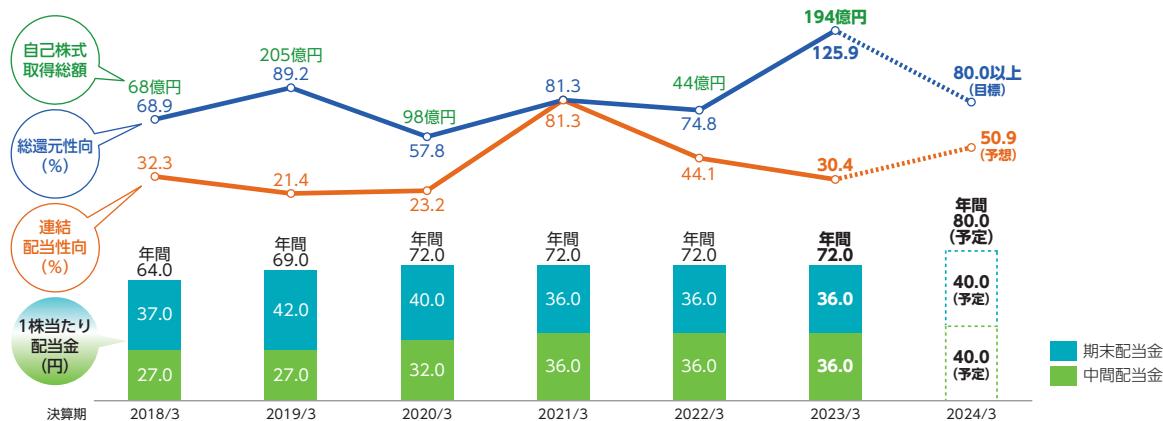
当社グループは、安定的な配当の継続を基本とし、中期経営計画「For your next heartbeat ～ 未来に向けた鼓動を創ろう～」の最終年度である2026年3月期までの3年間に、総還元性向80%以上の株主還元を実施いたします。株主還元の充実を図るとともに、既存事業の強化や新規事業の創出に向けた投資を行うことで企業価値と資本効率の向上を目指してまいります。

(2) 適用時期: 上記の株主還元方針は、2024年3月期より3年間適用いたします。

2. 通期配当予想

上記株主還元方針に基づき、連結業績、配当性向および内部留保などを総合的に勘案し、2024年3月期の年間配当金は1株あたり80円(8円の増配)とすることを予定しております。

■ 1株当たり配当金、連結配当性向、総還元性向、自己株式取得総額



- (注) 1. 2018年3月期および2019年3月期は10円、2020年3月期は4円の記念配当を実施しております。
2. 総還元性向は、配当支払総額に自己株式取得総額を加えた金額と親会社株主帰属当期純利益の比率を表します。
計算式は「(配当支払総額+自社株式取得総額)÷親会社株主帰属当期純利益×100」となります。
3. 2022年3月期から2023年3月期までの2年間の平均総還元性向は104.7%となりました。

2.会社の株式に関する事項

- (1)発行可能株式総数 普通株式 374,000,000株
- (2)発行済株式の総数 普通株式 82,831,904株 (自己株式 100,000株含む)
 (注)当事業年度に実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前事業年度末と比べて20,512,179株減少しております。
- (3)当期末株主数 11,915名
- (4)大株主

株主名簿に基づく上位10名の大株主の状況は次のとおりであります。

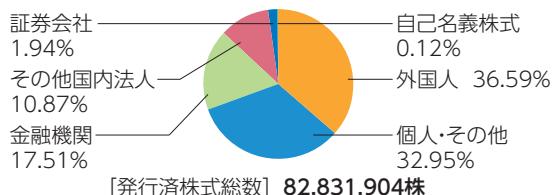
株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,105	12.21
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	4,941	5.97
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,336	4.03
別所 芳 樹	2,441	2.95
伊 澤 久 代	2,404	2.90
別所 知 佳	2,340	2.82
別所 昌 樹	2,265	2.73
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	2,129	2.57
スズケングループ従業員持株会	1,953	2.36
鈴木 慶 子	1,837	2.22

(注)持株比率は、自己株式(100,000株)を控除して計算しております。

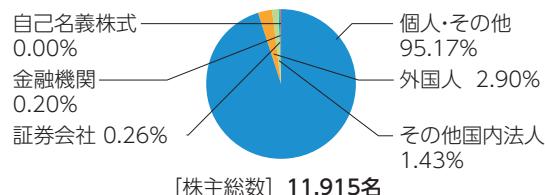
(ご参考)

株主分布状況

所有者別株式構成状況



所有者別株主構成状況



(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役(執行役員を兼務しない取締役及び監査等委員である取締役、社外取締役を除く)	9,820 株	4 名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. 会社役員に関する事項 (4) 取締役の報酬等」に記載しております。

(6) 当社が保有する株式に関する事項

① 政策保有に関する方針

当社は、取引・協業関係の構築・維持・強化のための手段の一つとして、企業価値向上につながる企業の株式を政策保有株式の対象とすることを基本方針としており、取締役会が個別の政策保有株式について保有の適否を検証しております。企業価値向上が期待できないと判断した企業の株式については、時期などを考慮し売却しております。

政策保有株式の縮減方針については、2021年5月に下記の通り公表しております。

<中長期的な企業価値の向上に向け、政策保有株式の縮減に取り組む>

- ・ 規模: 純資産の10%程度まで
- ・ 期間: 今後5年(2025年度)を目途に段階的に

上記方針の公表以降、17銘柄(一部売却を含む)、約130億円の縮減を実施しております。なお、今後も上記方針に基づき、縮減に取り組んでまいります。

② 政策保有株式の議決権行使の基準

政策保有株式にかかる議決権の行使については、当社の中長期的な企業価値向上に資するものか否か、また当該企業の株主共同の利益に資するものか否かなどを議案ごとに総合的に判断しております。

3.会社役員に関する事項

(1)取締役の状況(2023年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
別所 芳 樹	取締役 最高顧問	
宮 田 浩 美	代表取締役 会長執行役員	
浅 野 茂	代表取締役 社長執行役員	
田 村 富 志	取締役 専務執行役員 コーポレート本部長	
高 橋 智 恵	取締役 執行役員 薬事・内部統制・監査担当兼薬事統轄室長	
薄 井 康 紀	取締役	
茶 村 俊 一	取締役	中部日本放送株式会社 社外取締役
上 田 圭 祐	取締役(監査等委員)	公認会計士 株式会社メイホーホールディングス 社外監査役
岩 谷 敏 昭	取締役(監査等委員)	弁護士
小 笠 原 剛	取締役(監査等委員)	株式会社御園座 代表取締役会長 タキヒヨー株式会社 社外取締役 株式会社ウッドフレンズ 社外取締役

- (注) 1. 取締役 薄井康紀及び茶村俊一の2名及び取締役(監査等委員) 上田圭祐、岩谷敏昭及び小笠原剛の3名は、社外取締役であります。なお、社外取締役は、東京証券取引所、名古屋証券取引所及び札幌証券取引所の各規則に定める独立役員として、各取引所に届け出ております。
2. 取締役(監査等委員) 上田圭祐は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席等を通じて情報収集を行うほか、内部監査部門及びリスク・コンプライアンス部門から定期的にヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を設置していません。
4. 当社では、経営の意思決定・監督の機能と業務執行の機能を分離し、取締役会の活性化及び機動的な業務執行体制の構築を目的に、執行役員制度を導入しております。執行役員は、20名で構成されており上記役員のうち、別所芳樹、薄井康紀、茶村俊一、上田圭祐、岩谷敏昭及び小笠原剛を除く取締役は執行役員を兼務しております。

(2)責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社及び当社グループの取締役、監査役、執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料の全額を当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬 (基礎報酬)	業績連動報酬等 (単年度業績連動報酬)	非金銭報酬等 (譲渡制限付株式報酬)	
取締役 (監査等委員を除く)	357	193	127	35	7
(うち社外取締役)	(22)	(22)	(-)	(-)	(2)
取締役 (監査等委員)	34	34	-	-	3
(うち社外取締役)	(34)	(34)	(-)	(-)	(3)
合計	391	227	127	35	10
(うち社外役員)	(56)	(56)	(-)	(-)	(5)

(注) 1. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「②役員報酬等の内容の決定に関する方針等 二. 報酬等の額の決定方法」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

なお、非金銭報酬等の総額は、取締役(執行役員を兼務しない取締役及び監査等委員である取締役、社外取締役を除く) 4名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。

2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の額は、2021年6月25日開催の第75期定時株主総会において報酬等の額として年額600百万円以内(うち社外取締役分年額60百万円以内)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、7名(うち社外取締役2名)です。

また、監査等委員である取締役の報酬等の額は、同株主総会において報酬等の額として年額120百万円以内と決議しております。

当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名(全て社外取締役)です。

3. 取締役の非金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第75期定時株主総会において、取締役(執行役員を兼務しない取締役及び監査等委員である取締役、社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の額を年額90百万円以内、割り当てる株式数の上限を60,000株と決議しております。

当該株主総会終結時点の取締役(執行役員を兼務しない取締役及び監査等委員である取締役、社外取締役を除く)の員数は、5名です。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2016年6月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会にて審議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針等の内容は次のとおりです。

イ. 報酬の基本方針

[基本原則]

透明性：株主（投資家）や従業員をはじめとするステークホルダーに対し、説明責任を十分に果たすことができる透明性の高い報酬制度であること

公正性：一人ひとりの職責や成果貢献に対し、適切に反映することができる公正性の高い報酬制度であること

達成意欲：動機付け（インセンティブ）効果を高め、企業価値の持続的向上への貢献につながる報酬制度であること

ロ. 報酬ガバナンス

a. 取締役の報酬の決定については、「取締役・執行役員・参事評価内規」「取締役・執行役員・参事処遇内規」に基づき、全社業績指標及び担当部門業績指標を用いた総合的な業績評価を実施し、客観性・透明性を確保するため、取締役会の諮問機関であり社外取締役が委員の過半数を占める「指名・報酬委員会」にて審議の上、その意見を尊重し、取締役会で決議しております。

b. 具体的な報酬水準と報酬体系については、専門性のある外部調査機関が行う当社と同水準の時価総額を有する企業を対象にした役員報酬調査の結果を参考にし社外取締役が委員の過半数を占める「指名・報酬委員会」にて、適切な報酬水準・体系であるかを検証・審議したうえで、その結果を取締役に答申します。

取締役会は当該答申を十分に勘案し、報酬水準と報酬体系を決定するものとします。

ハ. 報酬の体系

a. 取締役の報酬体系は、「固定報酬」と「業績連動報酬」の2区分を設けております。

報酬の比率は、業績連動報酬を高く設定し、業績結果を反映しております。

報酬体系については、固定報酬となる取締役最高顧問および社外取締役を除く全取締役で同一としております。

b. 「固定報酬」は定額とし、「代表権報酬」「取締役報酬」「執行役員報酬」の3種類で構成します。

- c. 「業績連動報酬」は2種類で構成し、
- i. 短期インセンティブとして「単年度業績連動報酬」を設定しております。
 具体的には下記にて構成されます。
 - ・業績目標によって決定する「個別業績評価報酬」
 - ・連結経常利益に一定率を乗じて決定する「経常利益連動報酬」
 - ii. 中長期インセンティブとして「譲渡制限付株式報酬」を設定しております。

報酬項目		支給目的	支給対象者	支給内容	変動有無
固定報酬	基礎報酬				
	代表権報酬	代表取締役としての役割・責任に対し支給	代表取締役	一律額	定額
	取締役報酬	取締役としての経営監督・意思決定役割に対し支給	全取締役	一律額	定額
	執行役員報酬	業務執行の役割に対し支給	執行役員を兼務する取締役	役位別金額	定額
業績連動報酬	単年度業績連動報酬				
	個別業績評価報酬	業務執行の結果およびプロセスに対し支給	執行役員を兼務する取締役	役位別金額	変動(個別業績評価結果)
	経常利益連動報酬	全社業績責任に対し支給	執行役員を兼務する取締役	役位別一定割合	変動(連結経常利益額)
	譲渡制限付株式報酬	会社の持続的な成長に向けたインセンティブとして支給	執行役員を兼務する取締役	一律割合	金銭報酬の一定割合

※取締役最高顧問、社外取締役の「取締役報酬」は個別の額としています。

二. 報酬等の額の決定方法

各取締役の個人別の報酬等の額の決定方法は、以下のとおりです。

報酬等の種類	決定方法等
基本報酬 (基礎報酬)	役位等を基準に、内規等に基づき決定した額を毎月支給します。
業績連動報酬等 (単年度業績連動報酬)	「個別業績評価報酬」は、前年度の業績評価の結果に基づき、取締役個人ごとに報酬年額を決定します。 業績評価は、「全社業績」「担当部門業績」の2区分について評価を実施しております。「全社業績」の目標については、中期経営計画の実現にもっとも効果的に寄与する項目を、指名・報酬委員会が審議し、取締役会で決議しております。当年度の「全社業績」の目標は、医療用医薬品マーケットシェア、連結売上高、連結経常利益率の目標を定め、連結業績予想を基準とした評価を実施しております。 「担当部門業績」については、部門ごとの役割・責任に応じた業績指標を設定しております。「経常利益連動報酬」は、連結経常利益に役位ごとの率を乗じて報酬年額を決定します。
非金銭報酬等 (譲渡制限付株式報酬)	各々の評価結果を反映した金銭報酬に定率を乗じた額を譲渡制限付株式に関する金銭報酬債権として支給します。そして、金銭報酬債権の全額を現物出資の方法で給付することにより、一定期間(20年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間)が付された譲渡制限付株式を割当支給します。

ホ. 報酬を与える時期

上記「ハ. 報酬の体系」に記載の報酬を与える時期は、以下のとおりです。

報酬等の種類	報酬を与える時期
基本報酬（基礎報酬）	報酬年額を月割にし、月例支給します。
業績連動報酬等（単年度業績連動報酬）	報酬年額を月割にし、月例支給します。
非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）	毎年1回、一定の時期に支給します。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - イ. 茶村取締役は、中部日本放送株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と中部日本放送株式会社との間に重要な取引関係はありません。
 - ロ. 上田取締役（監査等委員）は、公認会計士の資格を有しております。また、株式会社メイホールディングスの社外監査役を兼務しております。なお、当社と上田取締役（監査等委員）及び株式会社メイホールディングスとの間に取引関係はありません。
 - ハ. 岩谷取締役（監査等委員）は、弁護士の資格を有しております。なお、当社と岩谷取締役（監査等委員）との間に取引関係はありません。
 - ニ. 小笠原取締役（監査等委員）は、株式会社御園座の代表取締役会長、タキヒヨー株式会社の社外取締役及び株式会社ウッドフレンズの社外取締役（2022年8月24日付就任）を兼務しております。なお、当社と株式会社御園座、タキヒヨー株式会社及び株式会社ウッドフレンズとの間に重要な取引関係はありません。
また、トヨタ紡織株式会社の社外取締役でありましたが、2022年6月14日付で退任しております。なお、当社とトヨタ紡織株式会社との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

出席状況、発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要	
取締役 薄井康紀	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、専門的な立場から監督・助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 茶村俊一	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、専門的な立場から監督・助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 上田圭祐	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会13回の全てに出席し、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員) 岩谷敏昭	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会13回の全てに出席し、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員) 小笠原剛	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会13回の全てに出席し、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4.会計監査人に関する事項

(1)名 称 有限責任監査法人トーマツ

(2)会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	82百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	147百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手、報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠、過年度の監査計画と実績の状況等について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により解任いたします。

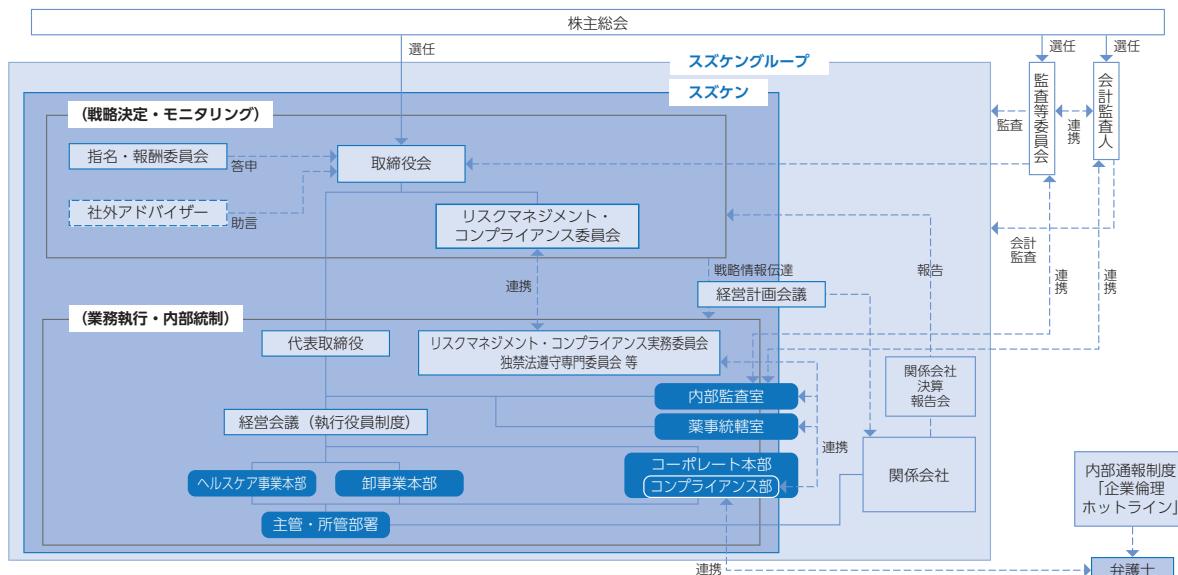
また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認める場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、監査等委員会は執行部門の見解を考慮のうえ、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

(4)責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。

5.業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(ご参考) ガバナンス全体概要図 (2023年3月31日現在)



(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)」の構築の基本方針として以下のとおり決議しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社グループ経営理念及び当社の経営理念・行動指針である「SOFT21」並びに「企業倫理綱領」を重要な行動規範と定め、社内コミュニケーションシステム及び研修等を通じ、取締役、執行役員、参事、理事及び従業員の倫理観の涵養と法令遵守を徹底する。
 - ロ. 取締役の職務執行の適法性・適正性については、幅広い見識・知見を有する社外取締役の充実により、一層の監督機能・監督体制の構築に努める。
 - ハ. 社長直轄の内部監査を所管する「内部監査室」が業務執行ラインの統制機能の有効性を監督し、適法性及び適正性を継続的にモニタリングする。
 - ニ. 取締役会の下部機構として、組織横断的かつ包括的にリスク管理を行う「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置するとともに、「リスクマネジメント・コンプライ

- アンス委員会]の下部機構として、リスク管理を効果的・効率的に行うための「セグメント実務委員会」及び「リスクマネジメント・コンプライアンス実務委員会」、グループ全体の販売情報提供活動の審査・監督機能をより有効的に行うための「販売情報提供活動審査・監督実務委員会」、並びに独占禁止法に特化したリスク管理およびコンプライアンス推進施策を効果的・効率的に行うための「独占禁止法遵守専門委員会」を設置し、継続的にモニタリングを行うとともに、内部通報制度「企業倫理ホットライン」により、当社及び子会社の取締役、執行役員、参事、理事及び従業員の職務執行の健全性を保持する。
- ホ. 財務報告に係る内部統制については、社長直轄の「内部監査室」がこれを補助・推進し、金融商品取引法及び関係法令等との適合性の確保、関係諸規程の整備、ITの活用などによる最適な管理体制の構築に努めるとともに、従業員等に対する適正な業務執行に関する教育・指導により、実効性の高い運用を確保する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 取締役の職務の執行・意思決定に係る情報に関し、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に準拠して保存管理を行い、コーポレート本部担当執行役員が統括して管理する。
- ロ. 前項の情報の保管期間は法令及び「文書保管・保存期間一覧表」の定めに従う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. リスク管理規程を中心に情報セキュリティ管理規程、個人情報保護規程、防災管理規程などを整備し、当社及び子会社に係るリスク（組織・戦略、情報管理、業務管理、コンプライアンス、事業継続、財務管理）を網羅的・総括的に管理する体制の構築・整備・運用を行っている。
- ロ. リスク管理が有効的に機能するよう、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、自律的・継続的にモニタリングを行う。また、リスク全般を一元的に管理する「コンプライアンス部」との緊密な連携により、業務執行上の危機管理及びリスク発現の未然防止や被害の最小化、被害の拡大防止に向けた取組みを推進する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 経営監督機能と意思決定機能を取締役が担い、業務執行を執行役員が担う体制とし、「取締役会規程」「執行役員内規」などによる職務権限の明確化により、迅速かつ効率的に職務を執行する。
- ロ. 取締役会は、明確な経営計画を策定し、その目標の全社的浸透を図るとともに、各部門を担当する執行役員は目標達成のための具体的かつ効率的施策を策定し、執行する。
- ハ. 取締役は、原則毎月1回の取締役会において、担当取締役・執行役員からの報告により、業務の執行状況及び適正性を監督・確認し、恒常的に目標達成の確度・効率性の向上のための施策を検討し、実施する。
- ニ. 社内コミュニケーションシステムなど、IT技術等の活用による全社的業務効率向上のための体制整備を推進する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- イ. 当社子会社の管理については、「関係会社管理規程」に準拠し、経営上の重要事項は逐一当社に報告するとともに、その意思決定については当社の承認を要する事とする。
- ロ. 監査等委員会、内部監査室及び会計監査人は当社及び子会社の定期的監査を行い、経営諸活動の執行状況を、独立的・客観的に評価を行う。
また、監査において改善すべき点が発見された場合、被監査部署・被監査子会社に対し勧

-
- 告・助言を行い、必要に応じ改善状況の報告を求め、有効的な内部統制体制の保持に努める。
- ハ. 当社リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を中心に、子会社のリスクマネジメント担当部門との緊密な連携により、グループ全体の有効的リスク管理体制の構築を推進する。
- ニ. 当社は、当社子会社の経営・財務・総務その他の諸案件を所管部署が担い、事業運営に関する諸案件を主管部署が担う体制をとり、当社と当社子会社との相互間の連携を密にすることにより、当社子会社の取締役等の職務執行の効率化を確保し、経営を円滑に遂行する。
- ホ. 当社子会社は、当社グループ経営理念及び各社の経営理念並びに「企業倫理綱領」を重要な行動規範と定め、研修等を通じ、取締役、執行役員及び従業員の倫理観の涵養と法令遵守を徹底する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
- イ. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員として、監査等委員会事務局長が監査等委員会の補助を行う。
- ロ. 監査等委員会が職務を円滑に遂行するため、さらに補助する従業員の設置を求める場合、取締役（監査等委員である取締役は除く）は原則としてこれに応諾するとともに、迅速に必要な協力を行う。
- ⑦ 前項の使用人の取締役（監査等委員である取締役は除く）からの独立性に関する事項
- イ. 監査等委員会規程に基づき、監査等委員会事務局長の人事について監査等委員会と意見交換を行う。
- ロ. 監査等委員会の職務執行を補助する監査等委員会事務局長及び必要に応じ監査等委員会の職務執行を補助する従業員については、監査等委員会の補助職務の範囲においては取締役（監査等委員である取締役は除く）以下、補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けない。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 取締役、執行役員、参事、理事及び従業員は監査等委員会に対し、重要事項が生じた場合は適時報告を行う。また、経営会議・リスクマネジメント・コンプライアンス委員会等、社内重要会議の内容について、監査等委員会事務局長より逐次当社及び子会社の重要事項を報告する。
- ロ. 内部監査室長においては、監査等委員会に対し定期的な監査報告を行い、また監査等委員である取締役の求めに応じ調査を行う。
- ハ. 当社及び子会社の取締役、執行役員、参事、理事及び従業員は、「内部通報規程」に則り、法令・定款に違反する事実等を直接的若しくは「企業倫理ホットライン」を通じ、コンプライアンス部に報告する。また、コンプライアンス部は、必要に応じ接受した情報を監査等委員会に報告を行う。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員、参事、理事及び従業員は、監査等委員である取締役からの報告要求や重要書類閲覧要求などに迅速に対応するとともに、監査等委員である取締役と取締役（監査等委員である取締役を除く）、会計監査人及び内部監査室等との定期的意見交換の機会確保や、社内重要会議への出席機会の確保などにより、監査等委員会の監査業務の実効性向上に努める。
- ロ. 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）

に生ずる費用の前払又は償還の処理については、監査等委員である取締役の請求により円滑に行うものとする。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は、「企業は社会の公器であること」の認識及び「高い倫理観」の上に立ち、積極的に社会的責任を果たしていくとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体には毅然とした態度で臨む。

イ. 重要な行動指針である「企業倫理綱領」及び「企業倫理綱領細則」にて、反社会的勢力・団体からの不当・不法な要求等に対する姿勢及び具体的対策を明文化し、社内コミュニケーションシステム等を通じた教育・研修により、全ての役員、執行役員、参事、理事及び従業員への周知徹底に努める。

ロ. 子会社のリスク管理責任者を含め、当社グループにかかるリスクに関する検討を行う「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」にて、外部専門機関等から入手した反社会的勢力に関する情報を共有・注意喚起を図る。

ハ. 反社会的勢力への対応は人事総務統轄部を統括部署とし、警察当局や愛知県企業防衛対策協議会等、外部専門機関との緊密な連携体制を整える。

二. 反社会的勢力が取引先や株主となり、不当・不法な要求をする被害を未然に防ぐよう、適正な企業調査の実施及び外部専門機関等からの反社会的勢力に関する情報の早期収集に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に基づき、内部統制システムの適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・取締役会

取締役会は、法令、定款及び「取締役会規程」並びにその他社内規程に基づき、重要事項を審議・決定するとともに、取締役及び執行役員の職務執行の状況を監督します。

取締役会では法令により定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員からの報告を通じ、職務執行の的確性・効率性等を相互に監督・監視しております。

取締役会での意思決定の妥当性及び職務執行の適法性・適正性の確保につきましては、監査等委員3名(内、社外取締役3名)が常時取締役会に出席、意思表明を行い、多面的に監督・監視を行います。

なお、当期は17回の取締役会を開催しております。

② 監査等委員会

当社の監査等委員会は、原則として月1回、その他必要に応じて開催します。

各監査等委員は監査等委員会の定めた監査等委員会監査等基準、年度の監査方針・監査計画に基づき、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、取締役、執行役員及び内部監査部門等から職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、主要な事業所及び子会社において、業務及び財産の状況、法令等の遵守体制、リスク管理体制等の内部統制システムが適切に構築され運用されているかについて監査を行います。また、必要に応じて子会社から報告を受けます。

また、監査等委員として、それぞれが法律、会計の専門家及び企業経営経験者である社外取

締役3名を選任し、モニタリング機能の充実に努めます。

なお、当期は13回の監査等委員会を開催しております。

③ 内部監査

当社の内部監査は、社長直轄の内部監査室監査課(9名)が担当し、内部監査規程に基づき、当社の事業所及び子会社を対象として、コンプライアンスの徹底、リスクコントロールを重点に、内部統制が的確に機能しているかについて監査を行っております。

内部監査室は、年度ごとに監査計画を立案し、社長より承認を受けた「監査計画」に基づき、実地監査と書面監査を併用して行い、監査終了後は社長に「監査報告書」を提出しております。「監査報告書」の内容から社長が改善を必要と認めた事項について、内部監査室は被監査部署に対し改善指示を行い、改善計画の作成とその実施状況について報告させております。

なお、当期は営業部監査を5営業部実施、監査テーマを決めた全社一律によるテーマ監査を5テーマ実施し、また、当社事業所以外の子会社6社の監査を実施しております。

④ リスクマネジメント体制

当社グループは、リスクの発現を予防する「未然の防止」、リスクが発現した際に速やかにその状況を把握し、迅速かつ適切に対処する「影響の最小化」をリスクマネジメントの第一義としております。これらの取り組みを通してステークホルダーからの信頼を高め、当社グループの企業価値の維持向上を図っております。

リスクマネジメント体制をさらに確固たるものにするため、取締役会の下部機構として、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、当社グループ全体におけるリスク管理を行っております。

また、当社グループのリスクマネジメントを効果的、効率的に行うために、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」の下部機構として3つの実務委員会と1つの専門委員会を設置しております。当社と各グループ会社が参画する事業セグメントごとにリスクマネジメント・コンプライアンス全般の実務を担う実務委員会、また、「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」に沿った適切な販売情報提供活動を製販一体となって行うために、販売情報提供活動審査・監督実務委員会、さらに、独占禁止法の遵守が当社卸グループセグメントのガバナンスにおける最重要項目の一つであるという観点から、独占禁止法遵守専門委員会を設置しております。

委員会では、各事業の特性に合わせたリスクの洗い出しを行い、グループで共有して重点的に取り組むリスクを設定し、リスクの未然防止と低減、コンプライアンス施策の推進を主としたマネジメントの強化を図っております。

なお、当期はリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を4回開催、またリスクマネジメント・コンプライアンス実務委員会を12回開催、販売情報提供活動審査・監督実務委員会を4回開催、独占禁止法遵守専門委員会を4回開催し、リスクの分析・評価及びリスク対策の推進を行っております。

⑤ 財務報告の適正性を確保するための体制

社長直轄の組織である内部監査室が中心となり、内部統制に関連する諸規程・マニュアルの整備や、運用ルールの周知徹底・教育を図るとともに、運用状況の継続的モニタリングを行い、内部統制の経営者評価が確実に実施できる体制を整えております。

(注)本事業報告中の記載数値は、単位未満を切捨てて表示しております。

ただし、前期比増減率、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額及び自己資本比率は単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表(2023年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	当 年 度	前年度(ご参考)	科 目	当 年 度	前年度(ご参考)
【 資 産 の 部 】	1,146,097	1,141,717	【 負 債 の 部 】	734,571	723,655
流動資産	878,169	882,936	流動負債	711,274	697,879
現金及び預金	109,026	141,377	支払手形及び買掛金	666,515	664,280
受取手形及び売掛金	521,028	518,408	未払法人税等	6,971	6,355
有価証券	83,677	60,086	賞与引当金	8,610	6,646
商品及び製品	133,154	130,584	独占禁止法関連連損失引当金	9,790	5,475
仕掛品	1,708	2,465	その他	19,388	15,120
原材料及び貯蔵品	4,506	4,938	固定負債	23,297	25,776
仕入割戻し等未収入金	20,612	20,849	繰延税金負債	15,751	17,598
その他	5,667	5,156	再評価に係る繰延税金負債	1,164	1,213
貸倒引当金	△ 1,211	△ 930	退職給付に係る負債	2,323	2,310
固定資産	267,927	258,780	その他	4,058	4,653
有形固定資産	124,827	119,116	【 純 資 産 の 部 】	411,525	418,062
建物及び構築物	53,545	53,820	株主資本	380,321	385,675
機械装置及び運搬具	2,363	2,489	資本金	13,546	13,546
工具、器具及び備品	2,579	2,677	資本剰余金	32,452	39,337
土地	49,889	51,286	利益剰余金	334,694	394,296
リース資産	921	1,166	自己株式	△ 371	△ 61,504
建設仮勘定	15,526	7,675	その他の包括利益累計額	30,887	32,011
無形固定資産	10,965	11,177	その他有価証券評価差額金	33,330	34,211
投資その他の資産	132,135	128,487	土地再評価差額金	△ 4,724	△ 4,750
投資有価証券	93,602	89,969	為替換算調整勘定	1,349	662
長期貸付金	475	472	退職給付に係る調整累計額	932	1,887
繰延税金資産	2,637	3,232	非支配株主持分	316	375
退職給付に係る資産	19,857	20,009			
その他	16,428	15,214			
貸倒引当金	△ 865	△ 410			
資 産 合 計	1,146,097	1,141,717	負 債 純 資 産 合 計	1,146,097	1,141,717

連結損益計算書(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	当 年 度		前年度(ご参考)	
売 上 高		2,314,828		2,239,112
売 上 原 価		2,135,133		2,071,780
売 上 総 利 益		179,694		167,332
販売費及び一般管理費		147,089		147,216
営 業 利 益		32,605		20,116
営 業 外 収 益		4,372		3,847
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,572		1,768	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	1,175		694	
不 動 産 賃 貸 料	397		287	
補 助 金 収 入	485		227	
そ の 他	741		869	
営 業 外 費 用		601		545
支 払 利 息	42		51	
不 動 産 賃 貸 費 用	316		252	
そ の 他	242		241	
経 常 利 益		36,376		23,418
特 別 利 益		209		8,192
固 定 資 産 売 却 益	78		825	
そ の 他	130		7,366	
特 別 損 失		5,991		9,125
固 定 資 産 除 売 却 損	219		146	
減 損 損 失	1,019		1,848	
独 占 禁 止 法 関 連 損 失	4,447		2,000	
そ の 他	303		5,129	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		30,594		22,484
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	10,776		8,964	
法 人 税 等 調 整 額	△ 501	10,275	△ 952	8,012
当 期 純 利 益		20,319		14,472
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		△ 26		78
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		20,345		14,393

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主		資 本		
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	13,546	39,337	394,296	△ 61,504	385,675
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 6,332		△ 6,332
親会社株主に帰属する 当期純利益			20,345		20,345
自己株式の取得				△ 19,475	△ 19,475
自己株式の処分		△ 4		130	125
自己株式の消却		△ 80,478		80,478	—
利益剰余金から資本 剰余金への振替		73,593	△ 73,593		—
持分法の適用範囲の変動			4		4
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		4			4
土地再評価差額金の取崩			△ 25		△ 25
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△ 6,885	△ 59,601	61,132	△ 5,354
当 期 末 残 高	13,546	32,452	334,694	△ 371	380,321

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持分	純資産 合計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	34,211	△ 4,750	662	1,887	32,011	375	418,062
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△ 6,332
親会社株主に帰属する 当期純利益							20,345
自己株式の取得							△ 19,475
自己株式の処分							125
自己株式の消却							—
利益剰余金から資本 剰余金への振替							—
持分法の適用範囲の変動							4
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							4
土地再評価差額金の取崩							△ 25
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 881	25	686	△ 955	△ 1,123	△ 58	△ 1,182
連結会計年度中の変動額合計	△ 881	25	686	△ 955	△ 1,123	△ 58	△ 6,536
当 期 末 残 高	33,330	△ 4,724	1,349	932	30,887	316	411,525

(ご参考)連結キャッシュ・フロー計算書(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

区 分	当 年 度	前 年 度	区 分	当 年 度	前 年 度
営業活動によるキャッシュ・フロー			投資活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	30,594	22,484	定期預金の預入による支出	△ 2,266	△ 2,264
減 価 償 却 費	8,639	9,560	定期預金の払戻による収入	2,366	10,306
減 損 損 失	1,019	1,848	有価証券の取得による支出	△ 68,260	△ 45,021
貸倒引当金の増減額(△は減少)	736	△ 370	有価証券の売却及び償還による収入	42,600	48,301
その他の引当金の増減額(△は減少)	1,937	144	有形固定資産の取得による支出	△ 15,058	△ 11,155
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△ 1,209	△ 1,737	有形固定資産の売却による収入	323	1,310
独占禁止法関連連損失引当金の増減額(△は減少)	4,314	1,663	無形固定資産の取得による支出	△ 2,684	△ 3,137
受取利息及び受取配当金	△ 1,572	△ 1,768	投資有価証券の取得による支出	△ 5,655	△ 3,704
支 払 利 息	42	51	投資有価証券の売却及び償還による収入	138	15,822
固定資産除売却損益(△は益)	140	△ 678	関連会社への出資による支出	—	△ 8,086
投資有価証券売却損益(△は益)	△ 12	△ 7,331	事 業 譲 渡 に よ る 収 入	2,146	—
特 別 退 職 金	—	4,814	そ の 他	△ 11	△ 930
売上債権の増減額(△は増加)	△ 2,620	△ 25,046	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 46,361	1,439
棚卸資産の増減額(△は増加)	△ 1,582	△ 5,177	財務活動によるキャッシュ・フロー		
仕入割戻し等未収入金の増減額(△は増加)	237	620	短期借入金の純増減額(△は減少)	—	△ 10
仕入債務の増減額(△は減少)	2,234	20,023	リース債務の返済による支出	△ 362	△ 420
そ の 他	2,466	804	自己株式の取得による支出	△ 19,475	△ 4,429
小 計	45,366	19,907	自己株式の売却による収入	0	20
利息及び配当金の受取額	2,097	2,070	連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△ 50	△ 382
利 息 の 支 払 額	△ 42	△ 51	配 当 金 の 支 払 額	△ 6,331	△ 6,377
特別退職金の支払額	—	△ 4,814	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 26,219	△ 11,599
事業再構築損失の支払額	—	△ 2,049	現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 31	36
法人税等の支払額	△ 10,151	△ 6,016	現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 35,342	△ 603
法人税等の還付額	1	475	現金及び現金同等物の期首残高	168,215	168,818
営業活動によるキャッシュ・フロー	37,270	9,520	現金及び現金同等物の期末残高	132,872	168,215

貸借対照表(2023年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	当 年 度	前年度(ご参考)	科 目	当 年 度	前年度(ご参考)
【 資 産 の 部 】	1,049,717	1,026,294	【 負 債 の 部 】	758,915	723,753
流 動 資 産	803,873	793,593	流 動 負 債	745,845	708,914
現金及び預金	63,522	85,622	支 払 手 形	2,135	1,818
受 取 手 形	559	690	電 子 記 録 債 務	8,763	9,159
電 子 記 録 債 権	4,541	4,187	買 掛 金	608,310	611,501
売 掛 金	535,815	529,309	未 払 金	9,536	8,066
有 価 証 券	83,677	59,985	未 払 法 人 税 等	4,719	4,047
商 品	94,553	91,920	関 係 会 社 預 り 金	94,330	63,095
貯 蔵 品	10	14	賞 与 引 当 金	4,808	2,679
仕入割戻し等未収入金	18,448	18,971	獨 占 禁 止 法 關 連 損 失 引 当 金	6,700	3,475
そ の 他	3,626	3,491	そ の 他	6,541	5,069
貸 倒 引 当 金	△ 880	△ 601	固 定 負 債	13,070	14,839
固 定 資 産	245,843	232,701	繰 延 税 金 負 債	10,608	12,139
有 形 固 定 資 産	72,716	65,289	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,164	1,213
建 物	23,308	24,198	そ の 他	1,297	1,485
構 築 物	929	1,024			
機 械 及 び 装 置	1,321	1,293			
車 両 運 搬 具	43	31			
工 具、器 具 及 び 備 品	1,264	1,509	【 純 資 産 の 部 】	290,802	302,541
土 地	30,580	30,906	株 主 資 本	266,836	277,662
リ ー ス 資 産	116	116	資 本 金	13,546	13,546
建 設 仮 勘 定	15,152	6,209	資 本 剰 余 金	33,836	40,726
無 形 固 定 資 産	6,854	7,333	資 本 準 備 金	33,836	33,836
ソ フ ト ウ ェ ア	5,095	5,508	そ の 他 資 本 剰 余 金	—	6,889
そ の 他	1,759	1,824	利 益 剰 余 金	219,825	284,894
投 資 そ の 他 の 資 産	166,273	160,078	利 益 準 備 金	3,278	3,278
投 資 有 価 証 券	64,552	61,794	そ の 他 利 益 剰 余 金	216,546	281,616
関 係 会 社 株 式	68,202	68,511	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	614	614
そ の 他 の 関 係 会 社 有 価 証 券	490	—	オ ー プ ン ノ ー パ シ ョ ン	348	—
関 係 会 社 出 資 金	2,323	2,323	促 進 税 制 積 立 金	—	—
長 期 貸 付 金	20,608	18,817	別 途 積 立 金	100,000	100,000
前 払 前 払 費 用	216	194	繰 越 利 益 剰 余 金	115,583	181,001
前 払 年 金 費 用	10,613	9,738	自 己 株 式	△ 371	△ 61,504
敷 金 及 び 保 証 金	4,708	4,254	評 価・換 算 差 額 等	23,965	24,878
そ の 他	712	305	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	28,690	29,629
貸 倒 引 当 金	△ 6,156	△ 5,861	土 地 再 評 価 差 額 金	△ 4,724	△ 4,750
資 産 合 計	1,049,717	1,026,294	負 債 純 資 産 合 計	1,049,717	1,026,294

損益計算書(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	当 年 度		前年度(ご参考)	
売 上 高		2,118,091		2,037,387
売 上 原 価		2,017,332		1,947,886
売 上 総 利 益		100,758		89,500
販売費及び一般管理費		80,413		79,090
営 業 利 益		20,345		10,409
営 業 外 収 益		4,713		4,774
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,322		3,364	
業 務 受 託 料	598		569	
不 動 産 賃 貸 料	469		455	
そ の 他	322		384	
営 業 外 費 用		331		308
支 払 利 息	70		52	
不 動 産 賃 貸 費 用	174		180	
そ の 他	86		74	
経 常 利 益		24,726		14,876
特 別 利 益		61		8,112
固 定 資 産 売 却 益	4		806	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	57		7,306	
特 別 損 失		3,957		4,420
固 定 資 産 除 売 却 損	123		45	
独 占 禁 止 法 関 連 損 失	3,224		—	
減 損 損 失	516		556	
そ の 他	92		3,818	
税 引 前 当 期 純 利 益		20,830		18,568
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,127		5,536	
法 人 税 等 調 整 額	△ 1,178	5,948	△ 776	4,760
当 期 純 利 益		14,882		13,808

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本											
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					自 己 株	株主資本合計
		資 本 準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計		固定資産圧縮積立金	オープンインバークション促進税制積立金	別 途 積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	13,546	33,836	6,889	40,726	3,278	614	-	100,000	181,001	284,894	△ 61,504	277,662
事 業 年 度 中 の 変 動 額												
剰 余 金 の 配 当									△ 6,332	△ 6,332		△ 6,332
当 期 純 利 益									14,882	14,882		14,882
自 己 株 式 の 取 得											△ 19,475	△ 19,475
自 己 株 式 の 処 分			△ 4	△ 4							130	125
自 己 株 式 の 消 却			△ 80,478	△ 80,478							80,478	-
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替			73,593	73,593					△ 73,593	△ 73,593		-
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩										△ 25	△ 25	△ 25
オ ー プ ン イ ノ ベ ー シ ョ ン 促 進 税 制 積 立 金 の 積 立							348		△ 348	-		-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)												
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	△ 6,889	△ 6,889	-	-	348	-	△ 65,417	△ 65,069	61,132	△ 10,826
当 期 末 残 高	13,546	33,836	-	33,836	3,278	614	348	100,000	115,583	219,825	△ 371	266,836

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	29,629	△ 4,750	24,878	302,541
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△ 6,332
当 期 純 利 益				14,882
自 己 株 式 の 取 得				△ 19,475
自 己 株 式 の 処 分				125
自 己 株 式 の 消 却				-
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替				-
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩				△ 25
オ ー プ ン イ ノ ベ ー シ ョ ン 促 進 税 制 積 立 金 の 積 立				-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△ 938	25	△ 912	△ 912
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△ 938	25	△ 912	△ 11,739
当 期 末 残 高	28,690	△ 4,724	23,965	290,802

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社スズケン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西 松 真 人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 増 見 彰 則
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石 原 由 寛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スズケンとの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スズケン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。

監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社スズケン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西 松 真 人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 増 見 彰 則
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石 原 由 寛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スズケンの2022年4月1日から2023年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、監査等委員会事務局及び会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(令和3年11月16日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、事業報告に記載の独占禁止法違反について、監査等委員会は、当社及びグループ各社が独占禁止法を含む法令遵守の徹底に継続的に取り組んでいることを確認しております。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

株式会社スズケン 監査等委員会

監査等委員 岩谷敏昭 ㊞

監査等委員 上田圭祐 ㊞

監査等委員 小笠原剛 ㊞

(注) 監査等委員岩谷敏昭、上田圭祐及び小笠原剛は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主の皆さまへのご案内

株主優待制度のご案内

毎年3月31日現在で当社株式を100株以上ご所有の株主さまに、3,000円相当の自社取扱商品等の複数コースの中から1つを選択していただけます。

2023年3月31日現在の
対象株主さまへの株主優待コース

- A  お肌にやさしい低刺激性石けん「スズケン ピュアー・ソープ」詰め合わせ1セット (100g×2個 50g×3個)
- B  ヘルシーブレンド茶「さんけん茶」1ケース (ペットボトル500ml×24本)
- C  かつお風味「スズケン だしの素」1セット (5g×90包×3箱)
- D  紀州産南高梅「スズケン 梅ぼし」詰め合わせ1セット (梅ぼし、まろやか梅ぼし 容器入り300g×各1パック、個包装10粒×各1袋)
- E  国産の大麦若葉使用「おいしい健康青汁」1セット (2g×35包×3箱)
- F  社会貢献団体への寄付
優待品に代えて、3,000円を「ユニセフ」へ寄付いたします。
※同時に当社も、同額(3,000円)を上乗せして寄付いたします。

当社ウェブサイトのご案内

スズケングループをより深くご理解いただくため、会社情報、製品・サービスに関する情報、IR情報、スズケングループCSRに関する情報などを掲載しています。



IR情報

IR情報には、中期経営計画、業績・財務データ、IRライブラリ(決算短信、有価証券報告書、統合報告書)、株式情報などを掲載しています。



『スズケングループ統合報告書』
スズケングループにおける事業、業績、ESG(環境・社会・ガバナンス)に関する取り組みをまとめたレポートです。2023年版は、2023年8月に当社ウェブサイトに掲載予定です。

メール配信サービス

スズケンのニュースリリースの中から、IRに関するニュースをEメールで配信いたします。メール配信を希望される方は当社ウェブサイトの「メール配信サービス」または右のQRコードからご登録ください。



スズケンIRニュース
(携帯版)

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

株主MEMO

事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会

6月

剰余金の配当基準日

期末配当3月31日 中間配当9月30日

単元株式数

100株

上場証券取引所

東京証券取引所 プライム市場
名古屋証券取引所 プレミア市場
札幌証券取引所

公告方法

公告は電子公告により、当社ウェブサイトに掲載いたします。

(<https://www.suzuken.co.jp/company/ir/index.html>)

ただし、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

株式等に関するマイナンバーのお届出のお願い

株式等の税務関係のお手続きに関しては、マイナンバーのお届出が必要です。

お届出がお済みでない株主さまは、お取引をされている証券会社等へマイナンバーのお届出をお願いいたします。

株式に関する諸手続きのご案内

住所変更、単元未満株式の買取・買増請求、配当金受取り方法のご指定、相続に伴う手続き等は、下記宛にお願いいたします。

証券会社でお取引をされている株主さま

■ 手続きお問合せ先 お取引の証券会社

特別口座に記録されている株主さま

■ 手続きお問合せ先 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
TEL 0120-782-031 (フリーダイヤル)

※過去にお受取りになられていない配当金につきましては、株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

株主総会会場ご案内図

会場

株式会社スズケン 本社ビル 2階ホール

名古屋市東区東片端町 8番地 TEL (052) 961-2331

交通

- | | |
|---|---|
| <p>1 地下鉄 桜通線・名城線</p> <p>2 地下鉄 桜通線</p> <p>3 名鉄 瀬戸線</p> <p>4 市バス 幹名駅1系統 (上飯田行・大曾根行)</p> <p>5 市バス 幹名駅1系統 (名古屋駅行)</p> <p>6 市バス 幹栄1系統 (如意住宅行・水分橋行)</p> <p>7 市バス 黒川12系統 (中切町行)</p> <p>幹栄1・栄14系統 (栄行)</p> <p>黒川12系統 (博物館行)</p> <p>東巡回 (茶屋ヶ坂行)</p> | <p>「久屋大通」駅下車、北改札1A出口北へ徒歩約10分</p> <p>「高岳」駅下車、改札1出口北へ徒歩約10分</p> <p>「東大手」駅下車、南へ徒歩約10分</p> <p>「市政資料館南」下車、東へ徒歩約2分</p> <p>「東片端」下車、西へ徒歩約3分</p> <p>「東片端」下車、西へ徒歩約4分</p> <p>「東片端」下車、西へ徒歩約5分</p> |
|---|---|



(注) 株主総会会場には駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。
 なお、株主総会のお土産はご用意しておりません。



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォントを
 採用しています。